

熊本地震から2年 内閣府や厚労省など省庁へ被災地の声を届けました

県内の様々な団体で構成する「いのちとくらし・平和を守る熊本ネットワーク」は、4月25日、各省庁に対し、熊本地震からの復興や被災者支援に関する要望書を届け、要請を行いました。市議団も参加し、交渉を行いました。



内閣府と交渉を行う市議団と山本のぶひろ県議

一部損壊への支援創設、全壊・大規模半壊への支援拡充など 住まい再建に向けた支援を強めるべき！

震災から2年が経過しましたが、「地震前の生活が取り戻せていない」「一部損壊にも何らかの支援を」などの声が被災者から寄せられています。

現状の支援制度では、生活再建が果たせない～こうした実情を国に訴え、改善を求めました。

① 一部損壊への支援創設、②生活再建支援金の500万円への増額、③仮設住宅の入居延

長を希望する全ての世帯に延長を認めること、④歴史的町並みの景観を形成する町屋への支援を拡充すること、⑤り災証明・応急修繕など期限を切らずに柔軟に受け付けることなどを求めました。

国からは、深刻な事態を正面から受け止めようとする答弁はありませんでした。被災者の声をさらに結集し、制度拡充に向け引き続き頑張ります。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1095
2018年5月13日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：[共産党 熊本市議団](#) 検索

地震で助かった命、受診抑制で重症化は許され ません～医療費減免の復活を！

厚生労働省に対して、昨年9月末で打ち切りとなった被災者への医療費減免制度の復活を要望しました。市議団が行った市民アンケートでも、医療費減免打ち切りによって受診抑制など影響があったと答えた方が、6割にのぼっています。

地震で助かった命が、受診抑制によって失われるようなことは許されません。

厚労省は、「国としては、被災自治体が医療費減免の継続を行えば、8割の補助を行う」との回答しました。市や県への働きかけも強めながら、医療費減免の再開にむけ、頑張ります。

お知らせ

無料 弁護士による法律相談のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 5月16日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 5月22日(火) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 6月11日(月) 午後3時～5時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656
- 6月12日(火) 午後6時～8時
さくら法律事務所(京町本町1-22) Tel 090-8667-3148
- 6月14日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(江越1-17-12) Tel 322-7731



こんにちは！**北区**の
やまべひろしです

龍田出張所が **2018年4月より**
総合出張所になりました！

武蔵、龍田、弓削地域の皆さんの悲願

「植木の区役所へは、遠くて通えない」、「龍田出張所は、この地域の人口に見合った行政サービスができる『総合出張所』へ格上げを！」。

武蔵、龍田、弓削地域の皆さんの悲願でした。

私は議員になる前、2010年3

月から陳情や請願をくり返し、この問題に取り組んできました。

また、地域の皆さんとも、署名や議会での趣旨説明などで、共に訴え続けてきました。

今回の総合出張所への格上げは、住民のみなさんの粘り強い声が行政を動かした、まさに快挙です。

龍田総合出張所で、新しくできるようになる手続き(一部)

- 国民健康保険の異動届（資格取得・喪失・変更）、被保険者証の再発行
- 療養費・高額療養費・特定疾病・出産一時および葬祭費の申請受付
- 後期高齢者医療制度の申請受付、被保険者証の再発行
- 保険料（国保・後期高齢者医療・介護）の収納
- 国民年金の資格・給付・保険料免除・学生納付特例申請受付
- 身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付
- 重度心身障害者医療費の申請受付
- 子ども医療費助成申請受付および資格者証交付（ひまわりカード）
- 児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭医療費の申請受付
- 要介護認定の申請受付、要介護などのサービス費の支給申請受付
- さくらカード・おでかけICカード申請受付、福祉タクシー券交付 など

詳しくは、龍田総合出張所（電話：096-338-2231）へ

「行政サービスを低下させないで！」

行政が直接地域に出向く取り組みを！

総合出張所になっても、すべての手続きができるわけではありません。

お金の給付に関することなどは、相談だけでも本人が直接、植木の区役所に出向かなければなりません。

また、北部町の北部総合出張所は、出張所そのものが廃止になり一部の証明書しか発行で

きない「サービスコーナー」になりました。地域住民からは行政サービスの低下を懸念する声もあがっています。

行政サービスを低下させないためにも、これらの地域には定期的に職員が出向き手続きができるようするなど、区役所へ通うことができない人への支援が必要です。

「いのち・平和ネット」政府交渉 北区の宅地・擁壁被害への支援拡充を要望

熊本地震発災から2年。北区では、宅地・擁壁被害が多数発生しました。

大規模な被害には、国の公共事業により住民負担なしで改修ができますが、小規模のものは県の基金による補助での改修になります。

しかし、県基金の改修では工事費の3分の1の住民負担が生じ、くわえて工事費の全額をいったん立て替えなければ、補助の申請ができません。

こうした負担が、資力のない被災者にとって改修に踏み切れない原因となっています。

先の政府交渉（オモテ面をご参照ください）では、公共事業への採択要件の緩和と支援の拡充を国に要望しました。



■バックリと大きく口を開けた宅地擁壁。発災から2年以上たった今でも手付かずのまま。（北区・清水岩倉）